

議第百二十二号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十四の表に次のように加える。

<p>三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第四項の規定によりすることができるときとされる同法第一条の規定による改正後の法第十三条第一項に規定する地方卸売市場の認定の申請に対する審査</p>	<p>地方卸売市場認定申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇</p>
---	----------------------	--------------	---------------

第二条 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表十四の表を次のように改める。

十四 卸売市場法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
<p>卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項に規</p>	<p>地方卸売市場認定申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇</p>

定する地方卸売市場の認定の申請  
に対する審査

附 則

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和元年十二月二十一日から施行する。

提 案 説 明

卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。